

ドメイン名登録約款

約 款

第 1 章 総則

第 1 条 (約款の適用)

当社は、本約款に基づき契約（以下、その契約を「利用契約」、および当社と利用契約を締結した者を「登録者」といいます）を締結の上、ドメイン名の申請・更新・届出に関するサービスを提供します。

第 2 条 (規定等の遵守)

ドメイン名登録希望者および登録者は、この約款に定める事項を守るほか、レジストリおよびレジストラ（以下、両者をあわせて「上位組織」といいます）が定める、諸規則、指針、ポリシーその他の取り決めならびにドメイン名に関する紛争処理方針（以下、上位組織の諸規則等を「上位規定」、この規約を含め総括して「規定等」といいます）に従うことに同意したものとし、それらの規定等が変更されたときも、変更後の規定に従うことに予め同意したものとします。
また、規定等は、この約款に優先する効力を有することとします。

第 3 条 (サービス内容)

1.当社が扱うドメイン名は、次の各項に定めるとおりです。

i.属性型（組織種別別）・地域型 JP ドメイン・汎用ドメイン

ii.com.net.org その他、当社ホームページにおいて取扱うトップレベルドメイン

2.当社は、ドメイン名の登録、登録原簿記載事項の変更、更新その他の申請または届出（以下、あわせて「登録申請等」といいます）を希望する者（以下「登録希望者」といいます）および登録者に対して、ドメイン名の登録申請等、ドメイン名維持管理のために必要なサービス、付加機能およびその他関連するサービスの代行申請をします。

第 4 条 (通知方法)

1.当社から登録希望者および登録者に対する通知は、本約款に特に定めない限り、当社指定の申込書またはインターネット上の申込画面に記載された電子メールアドレスもしくは、登録希望者および登録者が予め指定する電子メールアドレス宛に、電子メールを送信する方法により行います。

2.当社が登録希望者および登録者に対して前項の方法により通知し、登録者がこれを知りうる状態においた場合は、その通知を登録希望者および登録者が見なかったとしても、これに起因して発生した損害については、当社は一切責任を負わないこととします。

第 5 条 (規約の変更)

1.当社は、関係法令等の制定、改廃その他合理的な理由がある場合は、本約款を変更することができるものとします。

2.当社は、本約款を変更する場合には、変更する 7 日前までに当社ホームページへの表示し、変更内容を登録者にお知らせすることとします。

第 2 章 利用契約の締結

第 6 条 (登録申請等の手続)

ドメイン名の登録希望者は、当社指定の申込書または当社ホームページに表示している申込画面（以下、「申込書」といいます）に必要事項を記入の上、それを当社に提出または送信することにより行うものとします。申込に際しては、申込者の自己責任でドメイン名を選定することとし、当社が上位組織に申請した後は、いかなる理由があろうともその変更はできません。

第 7 条 (申込の拒絶)

1.当社は、次の各号に該当する場合には、登録申請等を承諾しないことがあります。

i.以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合

ii.申込書の内容に虚偽記載があった場合

iii.申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合

iv.申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属すると認められる場合

v.その他、当社が申込を承諾することが相当でないと認める場合

vi.その他上位組織が不適当と認めた場合

2.前項の規定により申込を拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとします。
なお、当社は、登録希望者に対して申込を拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

第 8 条 (登録拒否)

上位組織が、当該ドメイン名の登録を拒否する場合は、登録希望者の当該ドメイン登録を断ることができるものとします。この場合においては、当社に対し当社の定める手数料を支払うものとします。

第 3 章 登録希望者および登録者の責務

第 9 条 (料金等)

1.当社が、登録希望者および登録者から収納する登録料・維持料・その他費用は、当社ホームページに記載「料金表」のとおりとします。
2.登録希望者および登録者が当社に支払うべき金額は、「料金表」に消費税相当額を加算した額（以下、「料金」といいます）とします。
3.登録希望者および登録者は第 10 条（支払方法）により、前項に定められた料金を当社の定める支払期限までに当社に支払うものとします。また、料金の日割も致しません。

第 10 条 (支払方法)

1.支払方法は次の 2 つを定めます。ただし、ii.（クレジットカード会社の定めにに基づく引落し）の方法については、月額料金 10 万円以上のものについては適用外とします。

i.振込・・・銀行・郵便局・コンビニエンスストア等からの現金振込み（銀行振込手数料は登録者の負担とします）

ii.クレジットカード払い・・・当社が承認したクレジットカード会社と登録者との契約によるクレジットカードによる支払

2.登録希望者および登録者が「クレジットカード払い」を選択した場合に、当社が知り得たクレジットカードに関する情報について、当社はクレジットカード会社との間で随時情報の交換を行うものとし、必要な場合は、当社は登録者に対して支払方法の変更等の措置を求めることができるものとします。

第 11 条 (遅延損害金)

当社は、登録者が料金の支払を遅延したときは、請求金額の年率 14.5%に相当する遅延損害金を、登録者に請求することができるものとします。

第 12 条 (登録希望者および登録者の禁止行為)

登録希望者および登録者は、ドメイン名登録・利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

i.当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

ii.当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

iii.他人の情報をういて、ドメイン名の登録を行う行為

iv.ドメイン名を、本人が使用する意思なく、第三者に転売または権利譲渡のみを目的として取得する行為

v.不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為

vi.犯罪行為あるいは犯罪行為を唆し、もしくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為

vii.当社の本業務の遂行を妨害する行為、またはそのおそれのある行為

viii.他人の法的利益を侵害し、または公序良俗に反する方法あるいは態様においてドメイン名登録・利用をする行為

ix.その他、当社が不適切であると合理的に判断する行為

第 13 条 (ドメイン名の変更等における書類等の提出)

1.登録者は、申込書記載事項に変更があった場合、所定の様式により速やかに当社に対して届出るものとします。

2.登録者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人もしくは合併により新設された法人は、合併の日から 14 日以内に当社所定の書類を当社に届出るものとします。

3.当社は、前項の変更の届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより登録者ないし第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常到達すべき時期に到達したと見なすことができるものとします。

4.当社は、登録者について次の事情が生じた場合は、登録者の同一性および継続性が認められる場合に限り、第 2 項および第 3 項を準用します。

i.登録者である個人から法人への変更

ii.登録者である法人の業務の分割による新たな法人への変更

iii.登録者である法人の業務の譲渡による別法人への変更

iv.登録者である任意団体の代表者の変更

v.その他前各号に類する変更

5.登録者は、ドメイン名を変更、譲渡、削除する場合、あるいは登録された住所を移転する等の場合には、上位規定に定められた必要書類（以下、「必要書類」といいます）を当社に提出しなければなりません。

第 14 条 (必要情報の提供)

1.登録希望者および登録者は、当社に提供した全ての情報を正確に、かつ最新のものに保つものとします。

2.当社は、登録希望者および登録者に対し、契約更新時、またはそれ以外の時点において、ドメイン名の申込時に当社に提供した情報以外の情報を要求する場合があります。

3.登録者は、不正確な情報を故意に提供する行為、または情報の更新を故意に怠る行為は行わないものとします。

第 15 条 (損害賠償)

登録希望者および登録者、またはその代理人、使用人その他登録者の関係者が本約款に違反する行為をなし、当社に損害を与えた場合、登録希望者および登録者は、当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第 4 章 登録ドメイン名の譲渡等

第 16 条 (登録ドメイン名の譲渡)

登録者は、当社所定の手続を経て、登録されたドメイン名を第三者に譲渡することが出来ます。ただし、次の各号に掲げる事項を条件にします。

i.本約款に従うこと

ii.当該ドメイン名を譲受するに足る条件を満たしていること

iii.当該ドメイン名譲渡の申請手続が適正であると当社が認めること

第 17 条 (登録ドメイン名の第三者に対する使用許可)

登録者は、当社所定の手続を経て 登録されたドメイン名を第三者に使用させることが出来ます。ただし、当該ドメイン名の使用者が、本約款に従うこと、および当該ドメイン名使用の申請手続が適正であると当社が認めることを条件とします。

第 5 章 個人情報の取扱

第 18 条 (通信の秘密の保護)

1.当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲内でのみ利用については保存します。

2.当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。

3.当社は、登録者が第 12 条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であつて正当防衛に該当すると認められれば緊急避脱に該当すると認められれば場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ登録者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することが出来ます。

第 19 条(個人情報の保護)

1.当社は、利用者の個人情報を「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2.当社は、利用者の個人情報を「個人情報に関する公表事項」に記載する利用目的の範囲内で利用します。

3.当社は前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります

4.当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。

i.利用者本人の同意がある場合

ii.利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合

iii.裁判官の発付する状状により強制処分として捜査・押収などがなされる場合

iv.法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合

第 6 章 提供中止および提供停止

第 20 条 (登録および使用の制限)

1.以下各号のいずれかにあたる場合には、上位組織または当社が、登録者のドメイン名の登録を停止、取消、移転、修正する権利を保持することを、登録者は、予め承諾したものとみなします。

i.登録者が上位規定、紛争処理方針あるいは本規約に違反した場合

ii.上位組織の規定等に基づき、正当な手続を経て要求または許可された場合

iii.ドメイン名登録の停止、取消、移転、修正に関する各国の法令に基づく場合

iv.レジストリまたはレジストラによるエラー修正となされる場合

v.ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合

2.当社は、ドメイン名の登録または使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一時的に、登録手続を中止または使用を停止して、その有無について検討することがあります。ただし、その検討の過程および結果の詳細について、当社が登録者に開示する義務はないものとします。

3.前 2 項による登録申請の拒否、登録手続の中止、ドメイン名使用の一時停止、移転、または抹消について、登録者が異議申立（訴訟の提起を含む）をすることはできないものとします。

第 7 章 利用契約の終了

第 21 条 (当社が行う契約の解除)

当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、登録者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することが出来ます。

i.差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けたこと、破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生等の申立があったとき

ii.手形、小切手を不渡にする等支払を停止したとき

iii.その他の約款に違反した場合

第 22 条 (登録期間、解約および更新)

1.本サービスにより登録されたドメイン名の登録期間（以下、「登録期間」といいます）は、当社を通じて上位組織によりドメイン名が登録され、もしくは第 3 条第 3 項に定める当社へのドメイン登録業者変更により、当社にその事業が記録された日（以下、「契約開始日」といいます）から起算し、ドメインの種類ごとに当社ホームページに記載している「料金表」に定める期間とします。

2.当社は、当社指定の期限までに当社の定める方法により、登録者から契約解除の申請がなければ、本サービスの登録期間を更新するものとします。

3.登録者は、当社に対し「解約申請手続案内」に記載する日までに通知することにより、当社ホームページに記載している「解約申請手続案内」に記載する日をもって利用契約を解約することが出来ます。

第 8 章 損害賠償

第 23 条 (責任の制限)

1.当社の責に帰すべき事由により、登録者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該登録者における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、料金 360 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、登録者の請求により登録者に現実発生した損害の賠償に応じます。ただし、当社が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えさせていただきます。

2.当社のネットワークが接続されている回線を提供している他の電気通信事業者等（以下「電気通信事業者等」といいます）の提供する電気通信役務に起因して登録者が利用不能となった場合、利用不能となった登録者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者等から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて登録者の損害賠償の請求に応じるものとします。

第 24 条 (免責)

1.当社は、この約款で特に定める場合を除き、登録希望者および登録者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、登録希望者および登録者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2.登録希望者および登録者が本サービスを利用するにおいて発生した第三者との紛争に関しては、登録希望者および登録者が自らの責任において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

第 9 章 雑則

第 25 条 (サービスの終了)

1.当社は、ドメインごとに定める上位組織またはドメイン登録業者の解散あるいはドメイン登録事業の終了により、または当社の経営上の判断により、本サービスの提供を終了する場合があります。

2.当社は、本サービスを終了する場合、終了する 1 ヶ月前までにその旨を当社のホームページ上への表示、および

電子メール等、当社所定の方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、本サービスの終了の効果に影響を与えないものとします。

3.本サービスが終了する場合、登録者は、法令、および上位規約が定める規約等で許容される方法により、登録者の所有するドメイン名の使用の継続、または登録の抹消等に関して、登録者の責任において、所定の手続きを行って頂くものとします。登録者は、これら所定の手続きを自らが行わないときは登録者の意思に反して、そのドメイン名および登録者に関する情報の登録がそのまま継続され、またはこれらの登録が抹消される場合があることを予め承諾するものとします。

第26条 (準拠法)
本約款および利用契約は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとします。

第27条 (紛争の解決)

1.本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、あるいは取決められていない事項が発生した場合は、当社および登録者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

2.本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

附 則

第1条 (適用開始)
この約款は、平成17年4月1日から適用された約款を改正したものであり、平成19年5月9日より適用されます。

● 最新の約款につきましては、弊社ウェブサイトをご覧ください ●

<http://www.sakura.ad.jp/agreement/>